企業において企業主導型保育事業を推進するメリット

人材確保、女性活躍推進の観点から

【資料1-2】

育児休業制度などを活用しつつ、出産後も働くことができる職場環境を整備することにより、企業の人材確保や 女性職員の活躍推進につながる。

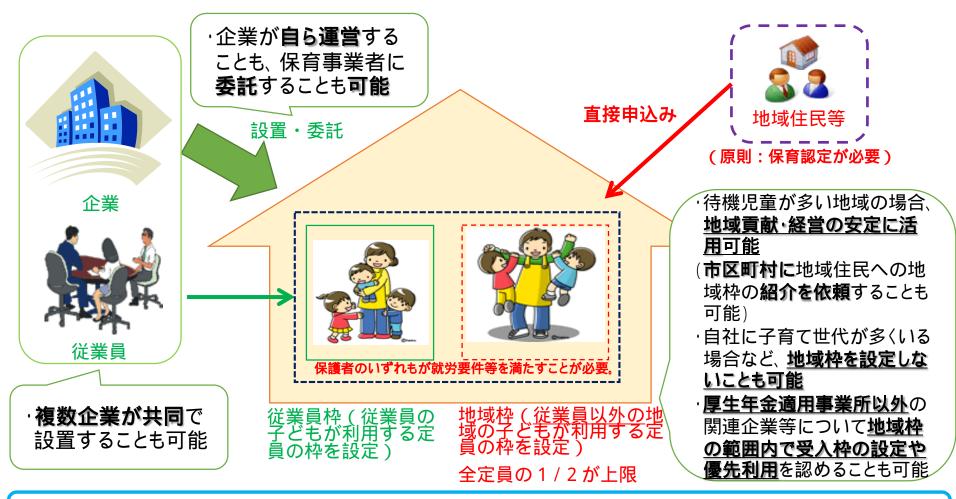
- Ø 従業員の多様な働き方に対応した保育サービスを 提供可能
- Ø 企業の魅力を向上し、採用・離職防止に寄与

社会貢献の観点から

従業員の子どもが待機児童になることを避けるとともに、 地域枠により地域の子どもを受け入れることで、<u>待機児</u> 童の解消につながる。

- Ø 人員、設備等は、認可並みの質を確保
- Ø 子育てに優しい企業は地域の魅力向上にも寄与

企業主導型保育事業の設置イメージ(単独設置型・共同設置型)

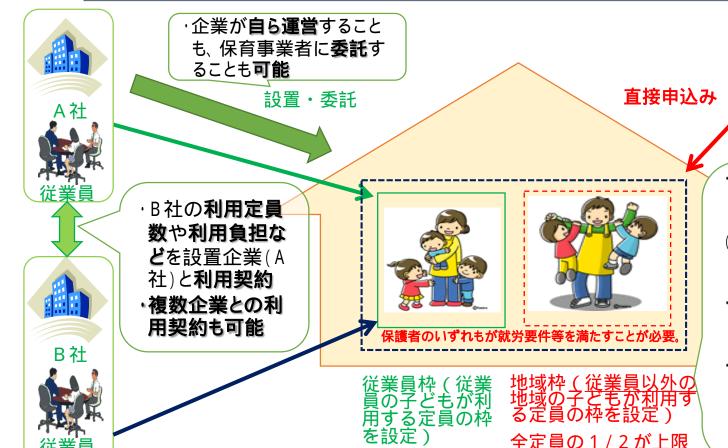


➡満員電車での子連れ出勤の負担軽減

都市部など通勤電車が混雑する場合などは、フレックスタイム制度、時差出勤制度の活用や、保育所での洗濯サービス(通勤時の荷物負担軽減)を併せて行うなどの工夫が考えられる。

また、**駅の近くや社宅の近くに設置**することなども考えられる。

企業主導型保育の設置イメージ(共同利用型)





(原則:保育認定が必要)

- ·待機児童が多い地域の 場合、<u>地域貢献・経営</u> <u>の安定に活用可能</u> (市区町村に地域住民へ の地域枠の紹介を依頼
- ·自社に子育て世代が多 〈いる場合など、<u>地域枠</u> <u>を設定しないことも可能</u>

することも可能)

· <u>厚生年金適用事業所以</u> <u>外</u>の関連企業等につい て<u>地域枠の範囲内で受</u> 入枠の設定や優先利用

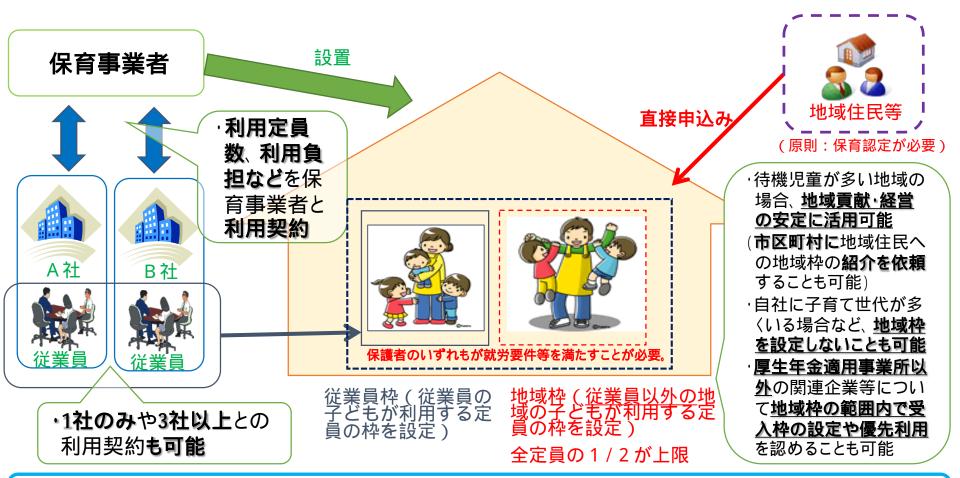
を認めることも可能

➡共同利用契約の留意点

契約の形式は問わないが、利用を行う企業の**利用定員数**及び**費用負担**を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て**拠出金を負担している事業主**(厚生年金の適用事業所等)である必要あり。(拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能)

複数企業との利用契約も可能。

企業主導型保育の設置イメージ(保育事業者設置型)



☞利用契約の留意点

契約の形式は問わないが、利用を行う企業の**利用定員数**及び**費用負担**を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て**拠出金を負担している事業主**(厚生年金の適用事業所等)である必要あり(拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能)。

1社のみや複数企業との利用契約も可能。